

自動運航船^(※1)には、原則海上交通ルール^(※2)が適用されます

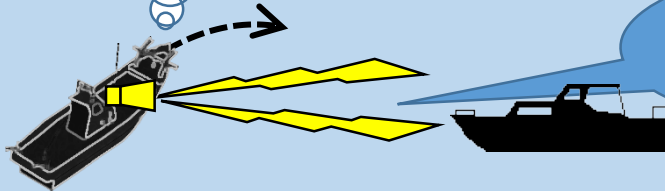
※1：自律航行や遠隔操縦又はその両方の機能を備えた船舶（遠隔操縦小型船舶を含む）

※2：海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法（海域により適用法令は異なる）

主な海上交通ルール ※ルールの一例です。海域や昼夜の別等により追加のルールが適用されます。

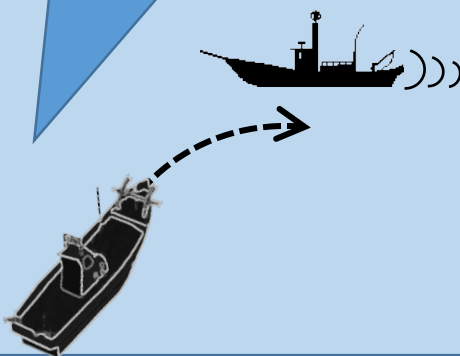


視覚、聴覚及びその他の手段を用い、常時適切な見張りを行う

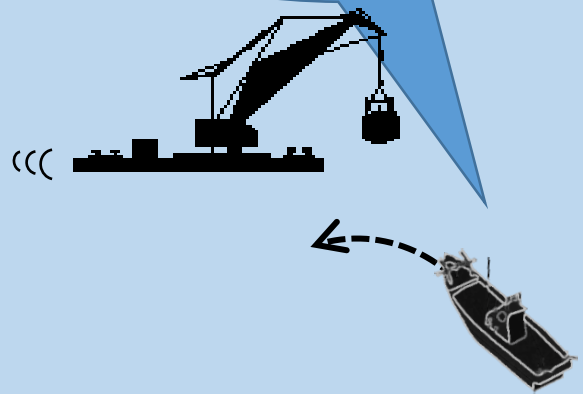


左右に変針又は後進時は、操船信号を行う

見合い関係に応じ、相手船の進路を避ける又は自船の進路を保持する



操縦性能制限船等の特定の船舶を避航する



◆ 上記のほか、一般的な注意事項として、以下の点を守って運航して下さい。

（海上交通ルールの適用を受けない場合も含まれます）。

- ✓ 無人航行する場合は、海難船舶との誤認を避ける措置をとる
- ✓ 航行不能となった際の安全対策を講じる
- ✓ 遊泳者等や他の船舶が多数集まる海域での使用は自粛する

◆ 海上交通ルールの適用に関する詳細は、以下問合せ先へお尋ねください。